レセ電通信医 2021007 号
令 和 3 年 5 月 10 日

レセプト電算処理医科システム関係メーカー等　各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

「医科外来等感染症対策実施加算（再診から直ちに入院した場合）」の記録方法について

令和 3 年 5 月 7 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 44）」に基づき新設された診療行為コードにつきましては、下記の事項にご留意の上、記録願います。

記

1　新設された診療行為コード等

診療行為コード	診療行為名称	点数欄集計先識別（入院）	告示等識別区分（1）
190237450	医科外来等感染症対策実施加算（再診から直ちに入院した場合）	903	5：準用項目（通知）

2　記録方法

（例１）　新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、再診から直ちに入院し、再診の費用が入院基本料に含まれ算定できない場合（入院基本料を算定）

●ＣＳＶの記録

SI,90,1,190162210,,1813,1,,,

（例２）　新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、再診から直ちに入院し、再診の費用が入院基本料に含まれ算定できない場合（特定入院料を算定）

●ＣＳＶの記録

SI,92,1,190209110,,2809,1,,,